

京都市訓令甲第16号  
庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

第2条第1号エを削り、同号オを同号エとし、同条第17号を削る。

第3条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第2項中「区民部総務課」を「地域力推進室」に改める。

第18条第3項を削る。

第37条第4項及び第5項を削る。

第50条第3項第2号中「法令に」を「法令又は京都市公文書管理規則第9条第3項の規定により」に改める。

別表学長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)